(令和6年4月版)

社会福祉事業従事者互助会への入会ご案内について

互助会について

■ 社会福祉法人金沢市社会福祉協議会が管理する互助会は、民間の社会福祉事業に従事する職員の働く環境の整備・充実を目的に、昭和30年12月1日に設立しました。令和5年3月31日現在、障害児・者施設、介護保険事業者、児童クラブ、保育所など、民間の社会福祉事業者188団体、職員2,308人が加入しています。

積み上げられた資産は、主に国債など安全確実な手段で運用しています。令和 5年3月31日現在の資産総額は、28億円で、保有率は75%です。

(保有率: 令和5年3月31日を基準日に保有する支払準備資産÷全会員が退会した場合に要する退職金×100)

平成3年と平成10年に制度改革を行い、現在の資産の運用状況は着実に改善しています。

- 互助会は、加入職員の福利増進を目的に、次の事業を行います。
 - 退職手当金給付事業
 - 貸付事業
- 互助会に加入することにより、職場環境の向上が図れるとともに、人材の確保と定着を促進することができます。
- なお、福祉・医療機構の社会福祉施設職員退職共済に加入している職員も互助 会に加入できます。

互助会の運営について

■ 理事会・代議員会

互助会は毎年度3月と5月に理事会と代議員会を開催し、課題を協議する とともに、加入団体や加入職員の意見を事業運営に反映させています。

理事会は加入団体から選出された15人の理事と2人の監事、代議員会は、各加入団体の代表及び加入職員(1団体につき2名)で構成されています。

互助会の事業

■ 退職手当金給付事業

加入職員が退職した時は、退職者本人に退職手当金が支給されます。

■ 貸付事業

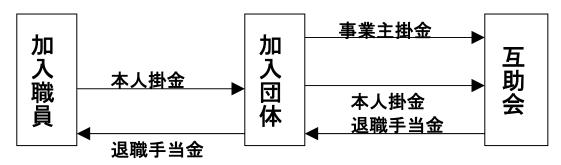
加入職員は、下記の条件で互助会から資金を借入れることができます。

- ・借入限度額:借入申込時の退職手当金額の90%まで、かつ500万円を限度とします。なお、50万円までは退職手当金に関わらず借入れできます。
- 貸付金利: 年利1. 8%
- 連帯保証人:原則不要(一部例外あり)
- ・担 保:不要 ただし、退職時に返済が終わっていない場合、未償還額を退職 手当金と相殺します。
- ・ 償還方法: 指定口座からの口座振替(手数料は不要です。)

掛金について

■ 毎月掛金の納付

掛金を毎月、互助会に納付していただきます。 掛金額は、加入団体・加入職員ともに標準報酬月額の3%です。 加入職員の掛金は加入団体が取りまとめ、加入団体の掛金と合わせて 互助会に納付します。



(掛金の例)

単位:円

| ٠. | | | | | | | |
|----|---------|------------------|-------------------|----------|----|---------|--|
| | 標準報酬月額 | 加入職員掛金 (本人掛金) | 加入団体掛金 (事業主掛金) | 該当する報酬月額 | | | |
| | 150,000 | 4,500 | 4,500 | 147,500 | ~ | 152,500 | |
| | 200,000 | 6,000 | 6,000 | 197,500 | ~ | 202,500 | |
| | 300,000 | 9,000 | 9,000 | 297,500 | 以上 | | |

(退職手当金の例)

標準報酬月額 150,000 円の職員が退職した場合(加入期間中に昇給がないと仮定) 退職手当金は

- ・ 5年(60 ヶ月)加入の場合 525,000円 (掛金累計額 540,000円)
- ・10年(120ヶ月)加入の場合 1,087,000円 (掛金累計額 1,080,000円)
- ・20年(240ヶ月)加入の場合 2,212,500円 (掛金累計額 2,160,000円)

※全加入期間の平均報酬月額や加入期間により、退職手当金の金額が変わります。

詳しくは互助会事務局までお問い合わせ下さい。

連絡・問合せ先

社会福祉法人金沢市社会福祉協議会 社会福祉事業従事者互助会事務局

(担当:宮下・川守)

〒920-0864 金沢市高岡町7-25 Tel 231-3571 Fax 231-3560